

# 第4章 今後の取組

## 第2節 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

### 1 生物多様性の保全および持続可能な利用

#### 1-1 生物多様性保全活動の促進

##### (1) 三重県自然環境保全地域の指定

すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定の検討を進めます。

##### (2) 三重県自然環境保全地域の管理

三重県自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全管理を行います。

##### (3) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報をホームページに掲載し、県民の皆さんとの情報の共有を進めます。

##### (4) 県立自然公園計画の策定

県立自然公園の適正な整備や管理を図るため、県立自然公園計画の策定に向けた取組を順次進めます。

##### (5) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出にあたっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

また、近年湖沼等に浮かべる浮体式や土地の造成を伴わない太陽光パネルの設置により、希少種の生息・生育に何らかの影響が考えられることから、平成28(2016)年3月に新たに1haを超える規模の「発電施設の設置」も対象としました。

##### (6) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘察し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

##### (7) 鳥獣保護管理事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、「第11次鳥獣保護管理事業計画」（平成24(2012)～28(2016)年度）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

表4-2-1 平成28年度鳥獣保護区等の指定計画  
(平成28年3月31日現在)

| 区分         | 鳥獣保護区 | 特別保護地区 | 休猟区 | 特定猟具使用禁止区域    | 指定猟法禁止区域<br>(鉛製散弾の使用禁止) |
|------------|-------|--------|-----|---------------|-------------------------|
| 箇所数        | 3     | —      | —   | 6             | —                       |
| 面積<br>(ha) | 450   | —      | —   | 1,547         | —                       |
| その他        | 期間更新  |        |     | 期間更新、<br>区域変更 |                         |

##### (8) 動物の保護管理

平成26(2014)年3月に策定した「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、人の生命、身体等に害を加えるおそれのあるニホンザル等の動物(特定動物)の飼養施設や動物取扱業者に対する監視指導を実施するとともに、動物愛護教室等さまざまな機会をとらえて動物の適正飼養の普及啓発を行います。

##### (9) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発等を進めます。

表4-2-2 移入種による影響の事例

| 移入種名             | 影響事例                    |
|------------------|-------------------------|
| アライグマ<br>(ほ乳類)   | 在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響 |
| ヌートリア<br>(ほ乳類)   | 土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響     |
| カミツキガメ<br>(爬虫類)  | 人の生命又は身体に関わる被害          |
| オオクチバス等<br>(魚類)  | 在来種の捕食、農林水産業等への影響       |
| オオキンケイギク<br>(植物) | 在来種との競合・駆逐              |
| アレチウリ<br>(植物)    | 在来種との競合・駆逐              |

## 4章2節

●自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

## 1-2 里地里山里海の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるような普及啓発を行います。

## 1-3 希少な野生動植物の保護

### (1) 三重県レッドデータブック2015を活用した保全

「三重県レッドデータブック2015」の発刊をふまえ、生物多様性の保全上重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めます。

表4-2-3 「三重県レッドデータブック2015」掲載種数

| 分類群   | 絶 滅 | 絶滅危惧  | 準絶滅危惧 | 情報不足 |
|-------|-----|-------|-------|------|
| 動 物   | 5   | 216   | 139   | 79   |
| 昆 虫 類 | 14  | 230   | 107   | 83   |
| 植 物   | 50  | 612   | 125   | 17   |
| 菌 類   | 0   | 42    | 9     | 14   |
| 合 計   | 69  | 1,100 | 380   | 193  |

### (2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、必要に応じ、県指定希少野生動植物種の指定の検討を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

表4-2-4 三重県指定希少野生動植物  
(平成16年5月11日指定告示)

| 分 類   | 種 名 (和 名)   |
|-------|---|
| ほ 乳 類 | ツキノワグマ  |
| 鳥 類   | カンムリウミスズメ、カラスバト<br>ウチヤマセンニュウ  |
| 魚 類   | カワバタモロコ、ウシモツゴ   |
| 昆 虫   | カワラハンミョウ  |
| 甲 殻 類 | ハクセンシオマネキ、シオマネキ   |
| 貝 類   | カナマルマイマイ  |
| 植 物   | ヒモツル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、<br>ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、<br>ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ |

### (3) 天然記念物の指定・保護

- ① 天然記念物の現状把握  
天然記念物の適切な保存と活用を図るため、

調査等を実施し、現状の把握に努めます。

- ② 特別天然記念物カモシカの生息状況調査の実施  
鈴鹿山地および紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。
- ③ 天然記念物食害対策  
カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置する事業を支援します。

## 1-4 水辺や沿岸の環境保全

### (1) 河川における親水空間の整備

- ① うるおいとふれあいのある水辺空間の形成  
ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。  
周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
- ② 街のシンボルとしての川づくり  
市町の行う街づくりと一体的な、街のシンボルとなる川づくりを進めていきます。

### (2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

平成27(2015)年度に引き続き、平成28(2016)年度は一級河川木津川等で自然環境に配慮した川づくりを推進します。

### (3) 砂防事業における自然環境保全への配慮

#### 溪流環境整備計画

事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

### (4) ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

## 2 自然とのふれあいの確保

### 2-1 自然公園等の整備・活用

#### (1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備

# 第4章 今後の取組

を計画的に進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

表4-2-5 自然公園事業 (平成27年度)

| 公園名        | 施行地         | 種別  | 事業内容 |
|------------|-------------|-----|------|
| 鈴鹿<br>国定公園 | 東海自然歩道(伊賀市) | 交付金 | 歩道復旧 |
| 公園外        | 近畿自然歩道(紀北町) | 県単  | 歩道復旧 |

## (2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

## (3) 三重県民の森および三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、利用者参画型の運営を促進します。

## 2-2 森林・水辺等の整備・活用

### (1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

### (2) 都市と農山漁村の交流の推進

#### 自然体験の促進

豊かな自然を体験という形で生かしていくため、アウトドアレジャー、教育キャンプ、農林漁業体験など自然体験活動に取り組む活動団体への支援や、関連企業と連携した情報発信に取り組み、都市と農山漁村の交流を促進します。

また、三重の里の魅力を冊子「三重の里いなか旅のスズメ」やHP、メールマガジンで情報発信し、県民の農山漁村地域に対する理解醸成に取り組みます。

### (3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

## 2-3 緑の保全・創出

### 地域特性に配慮した緑化の促進

#### (1) 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携協力し、県民参加の植樹祭をはじめ緑のイベントの開催や森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

#### (2) 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

## 3 森林等の公益的機能の維持確保

### 3-1 森林環境の保全（三重の森林づくり）

#### (1) 森林計画の策定

森林計画制度の円滑な執行のため、市町や森林所有者等へ周知・指導を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林経営計画の策定について支援をします。

#### (2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業等により環境林整備を進めます。

#### (3) 森林文化および森林環境教育の振興

「みえ森と緑の県民税」を活用し、森林環境教育を県と市町が連携して進めていくこととしています。市町では森林環境教育に取り組む学校を支援し、県では森林インストラクター等の指導者の研修等を行い、地域の取組を支援しています。

また、これらの取組に係るコーディネーターや相談、情報収集・発信等の総合窓口として平成28(2016)年4月から開設する「森づくりサポートセンター」のインフラ整備等を行いました。

#### (4) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とし

## 4章2節

●自然と共生し身近な環境を大切に  
する社会づくり

た力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

#### (5) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

#### (6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

#### (7) 林業担い手の育成等

高校生を対象として、職場体験研修を実施するほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携して就業・就職フェアを開催します。また、林業従事者の技術力向上を図るため、高性能林業機械の操作研修や架線集材に必要な技術研修を実施するなど地域林業の担い手を育成します。さらに、林業の新規就業者の確保および既就業者のステップアップを図るため林業講座を開講し、研修等を実施します。

林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境の改善をめざした改善計画を認定するとともに、安全衛生指導員の養成や巡回指導、特殊健康診断の支援など雇用環境の整備を進めます。また、林業経営等を推進する活動を行っている林業研究グループの取組を支援します。

#### (8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「緑の循環」につながることから、品質や規格の確かな県産材「三重の木」等の利用を推進するとともに、平成22(2010)年12月に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設等における県産材の利用拡大を図ります。また、市町に対しても各市町の木材利用方針に基づいた木材利用の推進を働きかけます。

### 3-2 農地環境の保全

#### (1) 農業の担い手の育成

新規就農者や企業等の参入促進、経営体の育成等を支援する公益財団法人三重県農林水産支援センターを核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、従来の農地利用集積円滑化事業や農地法3条許可に加えて、平成26(2014)年度から実施している農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を加速的に推進します。

#### (2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間地域等直接支払や多面的機能支払などを実施し、農用地などの保安全管理の取組を推進するとともに、耕作放棄地再生利用対策による耕作放棄地の解消に努めます。

### 3-3 沿岸海域環境の保全

#### (1) 漁場保全対策の推進

漁場環境等の保全・改善を図るため、漁業者を中心とした多様な主体が参画した活動組織が行う海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類などの食害生物の除去、内水面域における河原の清掃などの環境保全活動を支援します。

#### (2) 養殖漁場の適正使用

持続的養殖生産確保法に基づいて、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画によって、養殖業者自らが実践する養殖漁場環境の保全活動や取組を推進します。

#### (3) 水産資源の生息環境の保全・創造

##### ① 漁場環境保全創造事業

平成27(2015)年度に引き続き、英虞湾において浚渫事業を実施します。

##### ② 沿岸漁場の整備(底質改良剤等の散布)

五ヶ所湾等において実施される底質改良剤等の散布に対して助成します。

#### (4) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

# 第4章 今後の取組

## (5) 海浜の維持・保全と再生

### 海岸の水際線の保全・再生

平成27(2015)年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

## (6) 海岸・港湾における親水空間の整備

### 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、養浜等を整備します。

表4-2-6 海岸環境の整備 (平成27年度)

| 海岸名等          | 事業内容        |
|---------------|-------------|
| 宇治山田港海岸 (伊勢市) | 突堤、堤防、護岸、養浜 |
| 井田地区海岸 (紀宝町)  | 人工リーフ、養浜    |

## 3-4 水循環・浄化機能の確保

### (1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

身近な河川の観察を行うことで、水質保全に係る意識向上や保全対策が進められるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

### (2) 漁場環境の改善

漁場環境の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。

### (3) ダムによる河川流量の維持

平常時は水を貯めず、環境への影響が小さい流水型ダム(鳥羽河内ダム)を設置します。

## 4 良好な景観の形成

### 4-1 県土の景観の形成

#### (1) 市町における景観形成の促進

市町の良好な景観づくりへの主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観アドバイザーや職員を派遣します。

#### (2) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚、啓発を図るため、景観交流会への景観アドバイザーの派遣などを行います。

#### (3) 景観まちづくりの推進

地域の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまちなみなどの地域資源に配慮した県有施設の修景整備を、地域住民との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進します。

#### (4) 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物に関する啓発、指導、取締りを行うとともに、9月10日の「屋外広告の日」に加え、9月1日から9月10日の「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、関係機関と連携したキャンペーン活動を行います。

#### (5) 地区計画制度の活用

平成28(2016)年度においても市町による地区計画の策定を促進します。

#### (6) 道路・沿道景観の保全・創出

次のとおり、街路の整備を実施します。

表4-2-7 街路の整備 (平成28年度)

| 道路名                | 都市名  |
|--------------------|------|
| 松阪公園大口線外1線         | 松阪市  |
| 近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差 | 四日市市 |
| 外宮度会橋線             | 伊勢市  |
| 伊賀上野橋新都市線          | 伊賀市  |

### 4-2 農山漁村景観の保全・創出

#### (1) 農山漁村景観の保全

##### ① 農村の総合的な整備(実施3地区)

農業集落の周辺地域における農業生産性の向上を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を総合的に実施し、地域の総合的な振興を図ります。

##### ② 中山間地域の総合的な整備(実施6地区)

中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿った農業生産基盤と、農村生活環境の整備を併せて総合的に行うことにより、農業・

## 4章2節

●自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

農村の活性化を図り、農村地域における生産性と利便性の向上を図ります。

## (2) 良好な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

## (3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、各市町が実施する薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

歴史体験を充実させます。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、調査管理システムの構築を推進します。

## (3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存・活用を図るため、斎宮跡ほかの土地公有化および史跡整備に対し補助を行います。

## (4) 三重県総合博物館 (MieMu) の活用

教育委員会事務局社会教育・文化財保護課および市町教育委員会文化財所管課と連携し、カモシカ、ネコギギ、オオダイガハラサンショウウオ等の情報収集に努めます。

また、県内の関係機関や個人が調査等で収集した標本や資料を受け入れ、適切に管理します。

# 5 歴史的・文化的環境の保全

## 5-1 文化財等の保存・活用

### (1) 指定文化財の保存・活用

特に重要な文化財について、将来にわたって保存・活用するため、指定等を行います。また、指定文化財等の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に巡視・調査を行い、さらに適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援します。

### (2) 埋蔵文化財の調査・保存

#### ① 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い発掘調査を次のとおり行います。

表4-2-8 発掘調査予定 (平成28年度)

|               | 遺跡数 | 面積 (㎡) |
|---------------|-----|--------|
| 農林水産部関連       | 5   | 7,000  |
| 県土整備部関連       | 3   | 450    |
| 北勢国道事務所管内関連   | 2   | 3,550  |
| 三重河川国道事務所管内関連 | 2   | 5,220  |
| 近畿自動車道        | 3   | 8,200  |
| 合計            | 15  | 24,420 |

#### ② 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、平成27(2015)年度に史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を1か所(調査面積約536㎡)で行いました。

平成28(2016)年度は2か所(調査面積約900㎡)で調査を行う予定です。

発掘調査の様子は積極的に公開し、発掘体験・

## 5-2 歴史的・文化的景観の保全・活用

### (1) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財(建造物および史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保存・活用を支援します。

### (2) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

世界遺産に登録されたことから、世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、河川法あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置をとっていきます。

また、世界遺産を継承していくため、世界遺産保有地域の「価値」に気づくための普及啓発事業などを推進します。